

輸入有機農産物の受入時の確認事項について

2002年3月15日制定

農林水産省登録認定機関登録第7号

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

JAS認定品であっても輸入の原料を使用する場合は当分の間、認定製造業者が原料受入時にJASマークに加え以下の内容を確認することを求める。なお、これまでの同等性確認とは異なるのでその都度、本会の確認を必要しない。認定製造業者が確認し確認を行った根拠書類を年次調査の際に示せるように保管しておくこと。

1、TCの取得

生産国から日本国内に入るまでの輸送中の保証として、TCを取得すること。

TCを発行しない認定機関の場合、生産国の生産行程管理者の認定証及び生産国国内の生産地から日本に到着するまでの物流ルートの有機性確保が確認できること。

2、無燻蒸証明の取得

3、保管倉庫における有機性保持の確認（小分け業者の認定を取得している場合は認定証の確認、取得していない場合は混合と汚染の防止及びJAS法第19条7の2項遵守の確認。なお小分けの認定を取得していない倉庫会社に対しては、混合と汚染の防止とはいかなることかを説明し理解を得ること）

4、運送会社との有機性保持の確認（混合と汚染の防止の確認）、誓約書等の取得

<求める理由について>

JAS法第19条の7の2項においては、以下のように定められている。

「農林物資の生産業者又は販売業者は、その所有する農林物資であって格付の表示の付しであるものに当該日本農林規格に適合しないことが確実となる事由として農林水産省令で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない」

このため、JASマークがついている品物は、流通の過程においても有機性が保持されているはずである。

しかしJAS法が施行されてなお日も浅く、上記条項がなお浸透しきれていないのが実状である。有機食品の信頼性を確保するために、これまで輸入有機大豆などの有機性確保ためにとられてきた慣例を取り払うのは、時期尚早であると考える。

よって、当分の間、これまでの慣例を踏襲することを求める。

以上